

# 兵庫県公報

平成20年 8月26日 火曜日 第 2008 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

| 告 示                     | ページ |
|-------------------------|-----|
| 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）   | 1   |
| 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）     | 3   |
| 国土調査の成果の認証（農地整備課）       | 3   |
| 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）    | 4   |
| 公 告                     |     |
| 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課） | 4   |
| 同上（但馬県民局）               | 5   |
| 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 7   |
| 同上（同）                   | 8   |
| 同上（同）                   | 9   |
| 同上（同）                   | 10  |
| 同上（同）                   | 11  |
| 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）  | 12  |
| 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（同） | 12  |
| 落札者等の公示（県立大学）           | 14  |
| 病院局辞令                   |     |
| 宋 泰成ほか                  | 14  |
| 労働委員会公告                 |     |
| あっせん員候補者の氏名、履歴等         | 14  |
| 公安委員会告示                 |     |
| 技能検定員審査の実施              | 16  |
| 教習指導員審査の実施              | 18  |
| 地域交通安全活動推進委員の委嘱等        | 19  |

## 告 示

### 兵庫県告示第889号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                   | 開 設 者 | 所 在 地                      | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|-------|----------------------------|-----------|
| エレガーノ甲南クリニック          | 窪田 伸三 | 神戸市東灘区本山南町3-3-1            | 平成20年7月1日 |
| 赤松外科消化器内科医院           | 赤松 良彦 | 同 市灘区上野通4-4-15             | 同         |
| 門田外科医院                | 門田 雅生 | 同 市同区中原通6-3-15             | 平成20年1月1日 |
| きりづか内科医院<br>消化器・糖尿病内科 | 切塚 敬治 | 同 市兵庫区駅前通1-3-22<br>コート兵庫1F | 同 年7月1日   |
| 内田歯科医院                | 内田 良吾 | 同 市須磨区竜が台6-2-9             | 同         |
| 日吉内科医院                | 日吉 幸雄 | 同 市垂水区学が丘4-8               | 平成20年8月1日 |

|                        |                               |                                       |             |
|------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| アルファ調剤薬局 野田通店          | 有限会社 アルファ企画<br>代表取締役 山下 泰信    | 同 市同 区野田通 9 - 14                      | 同           |
| みつやま歯科医院               | 光山 基秀                         | 同 市西区伊川谷町有瀬1288                       | 平成20年 7月 1日 |
| 井波歯科医院                 | 井波 眞紀子                        | 尼崎市東難波町 5 - 18 - 9 秋月ビル               | 同 年 6月17日   |
| 医療法人社団 快癒会<br>おぐらクリニック | 医療法人社団 快癒会<br>理事長 小倉 哲        | 同 市常吉 1 - 2 - 8                       | 同 年 8月 1日   |
| 医療法人社団 快癒会<br>山田クリニック  | 医療法人社団 快癒会<br>理事長 小倉 哲        | 同 市久々知西町 2 - 4 - 22 - 102             | 同           |
| 医療法人社団 泰志会<br>島田クリニック  | 医療法人社団 泰志会<br>理事長 島田 泰明       | 同 市武庫川町 2 - 30 - 2 キャッスル<br>武庫川       | 同           |
| 片山歯科医院                 | 片山 剛                          | 西宮市北口町18 - 13 - 105                   | 平成20年 7月 1日 |
| たき眼科                   | 滝 純                           | 同 市松籟荘11 - 9 B Jビル 1F                 | 同           |
| みやいクリニック               | 宮井 康次                         | 伊丹市伊丹 1 - 10 - 14 アリオ 201<br>- 7      | 平成20年 8月 1日 |
| 瀧川薬局 伊丹店               | 滝川 秀樹                         | 同 市瑞穂町 6 - 44                         | 同           |
| チトセ薬局 逆瀬川店             | 柳生 美江                         | 宝塚市逆瀬川 1 - 5 - 24                     | 平成20年 6月 1日 |
| 阪神調剤薬局 宝塚南店            | 株式会社 阪神調剤薬局<br>代表取締役 岩崎 壽毅    | 同 市南口 2 - 5 - 30 宝塚第3バイオ<br>レット 1 - C | 同           |
| コーシン薬局 西明石店            | 株式会社 ライフォート<br>代表取締役社長 泉山 伸一  | 明石市小久保 2 - 1 - 9                      | 同           |
| 市民薬局 大久保店              | 株式会社 明石調剤薬局<br>代表取締役 田原 耕二    | 同 市大久保町谷八木1191 - 193                  | 平成20年 6月16日 |
| つばさ薬局                  | 株式会社 イワツキ<br>代表取締役 岩間 直樹      | 同 市西新町 3 - 12 - 12                    | 同 年 7月 1日   |
| 訪問看護ステーション<br>かけはし     | 神戸医療生活協同組合<br>理事長 道上 哲也       | 同 市魚住町錦が丘 3 - 24 - 17 モンテ<br>ヴィラ102号  | 同 年 8月 1日   |
| 恩賀医院                   | 恩賀 弘道                         | 加古川市平岡町新在家1813                        | 同 年 7月 1日   |
| あけぼの薬局 加古川店            | 有限会社 あけぼの<br>代表取締役 岡田 一平      | 同 市尾上町旭 3 - 55                        | 同 年 6月 1日   |
| 医療法人社団 あきら歯<br>科       | 船原 晃                          | 三木市吉川町長谷72 - 2                        | 同 年 7月 1日   |
| 井上泌尿器科                 | 井上 慶治                         | 高砂市高砂町栄町373 - 1                       | 同 年 8月 2日   |
| みどり薬局                  | 株式会社 みどり薬局<br>代表取締役 山里 真子     | 小野市大島町1656                            | 同 年 7月 1日   |
| ライフ薬局 東条店              | 株式会社 クラレ<br>代表取締役 竹本 治        | 加東市新定559 - 1                          | 同           |
| クオール薬局 姫路店             | クオール株式会社<br>代表取締役 中村 勝        | 姫路市勝原区宮田577 - 3                       | 平成20年 8月 1日 |
| ジオ薬局 田寺店               | ティオーファーマシー株式会<br>社 代表取締役 大川 昶 | 同 市田寺 2 - 2 - 8 田寺グランドヒ<br>ルズ106      | 同 年 7月29日   |
| I H I 播磨病院             | I H I グループ健康保険組合<br>理事長 青木 伸男 | 相生市旭 3 - 5 - 15                       | 同 月 1日      |
| 酒井医院                   | 酒井 弘典                         | 同 市陸本町1141 - 4                        | 同           |
| コーシン薬局 赤穂店             | 株式会社 ライフォート<br>代表取締役社長 泉山 伸一  | 赤穂市加里屋駅前町65 - 17                      | 平成20年 6月 1日 |
| アルカ山崎薬局                | 株式会社 アルカ<br>代表取締役 中島 康伸       | 宍粟市山崎町千本屋204 - 1                      | 同 年 8月 1日   |

兵庫県告示第890号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、三田市及び丹波市の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）  
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日  | 検査実施場所   |
|--------|---|--|
| 三田市    | 平成20年11月17日から同年12月5日まで<br>（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）<br>の期間で別に通知する期日  | 検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所<br>指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所 |
| 丹波市    | 平成20年11月18日から同年12月18日まで<br>（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）<br>の期間で別に通知する期日 |  |

兵庫県告示第891号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年1月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市（大字賀集野田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市大字賀集野田の一部
- (5) 認証年月日  
平成20年 8月12日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
淡路市
- (2) 調査を行った期間  
平成18年6月から平成19年12月まで
- (3) 成果の名称  
淡路市（遠田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
淡路市遠田の一部
- (5) 認証年月日  
平成20年 8月12日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成15年7月から平成19年12月まで
- (3) 成果の名称

川辺郡猪名川町（下阿古谷の一部）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

川辺郡猪名川町下阿古谷の一部

(5) 認証年月日

平成20年 8月12日

兵庫県告示第892号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 和田興産株式会社  
代表者の氏名 小 阪 堅 三  
住所 神戸市中央区栄町通四丁目2番13
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）西明石駅前ビル  
所在地 明石市松の内二丁目6番13、5番10
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局県土整備部建築課  
縦覧期間 平成20年 8月26日から同年 9月 8日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成20年 8月26日から同年 9月 8日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）マックスバリュ神戸店  
所在地 神崎郡神河町粟賀町363ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目 4 番地  
 外 2 者

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年 4 月 7 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,420平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
165台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
102台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
120平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
31.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称          | 開店時刻   | 閉店時刻 |
|-------------------------|--------|------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>外 2 者 | 24時間営業 |      |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 3 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成20年 8 月 6 日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年 8 月26日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成20年12月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

大規模小売店舗の新設に関する届出  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。  
 なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年 8月26日

但馬県民局長 谷 口 進 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称)ジョーシン豊岡店  
 所在地 豊岡市中陰550ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 代表者の氏名 住所  
 上新電機株式会社 土井 栄 次 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 代表者の氏名 住所  
 上新電機株式会社 土井 栄 次 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成20年 4月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,981平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 153台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 92台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 64平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 17立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|----------------|------|---------|
| 上新電機株式会社       | 午前9時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成20年 8月12日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
 平成20年 8月26日から 4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成20年12月26日
  - (2) 提出先  
 但馬県民局県土整備部まちづくり課  
 〒668-0025 豊岡市幸町7-11

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジャスコ猪名川ショッピングセンター  
 所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|           |         |                   |
|-----------|---------|-------------------|
| 名称        | 代表者の氏名  | 住所                |
| 三菱地所株式会社  | 木 村 恵 司 | 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 |
| 相互住宅株式会社  | 林 哲治郎   | 東京都品川区西五反田二丁目8番1号 |
| 株式会社竹中工務店 | 竹 中 統 一 | 大阪市中央区本町四丁目1番13号  |
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前9時 | 午後11時 |
| 他          | 午前9時 | 午後11時 |

## イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前8時 | 午後11時 |
| 他          | 午前9時 | 午後11時 |

- (2) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前8時から午後11時30分まで

## イ 変更後

午前7時30分から午後11時30分まで

- 4 変更年月日  
平成20年 8月12日
- 5 届出年月日  
平成20年 8月 5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成20年 8月26日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成20年12月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ新三木店

所在地 三木市大村字砂163ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオン株式会社

代表者の氏名 岡田 元也

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前9時 | 午後11時 |
| 他          | 午前9時 | 午後11時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前8時 | 午後11時 |
| 他          | 午前9時 | 午後11時 |

(4) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後

午前7時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成20年 8月12日

5 届出年月日

平成20年 8月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年12月26日



(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やしるショッピングパーク  
所在地 加東市社字柿ヶ坪1128 - 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 やしる商業開発株式会社  
代表者の氏名 高 橋 宣 久  
住所 加東市社1126番地の1

3 変更事項

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前9時 | 午後10時 |
| 他          | 午前9時 | 午後10時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前8時 | 午後10時 |
| 他          | 午前9時 | 午後10時 |

(6) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前7時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成20年 8月12日

5 届出年月日

平成20年 8月 5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成20年12月26日
- (2) 提出先  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン姫路大津ショッピングセンター  
所在地 姫路市大津区大津町二丁目5番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住友信託銀行株式会社  
代表者の氏名 高 橋 温  
住所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号

3 変更事項

- (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前9時 | 翌午前0時 |
| 他          | 午前9時 | 翌午前0時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| イオン株式会社    | 午前8時 | 翌午前0時 |
| 他          | 午前9時 | 翌午前0時 |

- (8) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

敷地内駐車場 午前8時30分から翌午前0時30分まで  
敷地外駐車場 午前8時30分から午後10時まで

イ 変更後

敷地内駐車場 午前7時30分から翌午前0時30分まで  
敷地外駐車場 午前7時30分から午後10時まで

- 4 変更年月日  
平成20年 8月12日
- 5 届出年月日  
平成20年 8月 5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年12月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路リバーシティショッピングセンター

所在地 姫路市飾磨区細江520ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 シキボウ株式会社

代表者の氏名 飛 谷 高 照

住所 大阪市中央区備後町三丁目 2 - 6

3 変更事項

(9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|------------|--------|---------|
| イオン株式会社    | 午前 9 時 | 午後 11 時 |
| 他          | 午前 9 時 | 午後 11 時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|------------|--------|---------|
| イオン株式会社    | 午前 8 時 | 午後 11 時 |
| 他          | 午前 9 時 | 午後 11 時 |

(10) 駐車場の位置、収容台数及び出入口の数並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 8 時30分から午後 11 時30分まで

イ 変更後

午前 7 時30分から午後 11 時30分まで

4 変更年月日

平成20年 8月12日

5 届出年月日

平成20年 8月 5 日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から 4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成20年12月26日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）姫路駅高架下SC

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

## 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

敷地南側の地点で夜間において発生する騒音の最大値の予測結果が、換気扇等の定常音により指針値を超過しており、騒音規制法若しくは環境の保全と創造に関する条例に係る騒音の規制基準値を超過する恐れがあるため、苦情発生時の対応・対策について検討しておくこと。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から 1月間

## 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）イオン明石ショッピングセンター、ミドリ電化二見店、兵庫二見ビル

所在地 明石市二見町西二見字東山之上89-3ほか

## 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

## (1) 生活環境の保持

テナントの営業時間帯の設定にあたっては、近隣住民からの意見、要望等に十分配慮し、不安の解消に努め、誠意をもって対応すること。

## (2) 交通安全対策

店舗周辺道路は通園・通学路に指定されており、園児・児童・生徒の登下校時の安全確保については、最善の努力をすること。店舗東側の市道二見164号線は平成14年度交通事故多発検討箇所の一つであり、交通事故防止のため、来場者が沿道に駐停車しないよう対策を講じること。来客及び荷物搬出入用車両等の円滑な誘導対策を講じるとともに、車両と歩行者等が交錯しないよう、周辺道路の交通安全対策につい

て必要な措置を講じること。生活道路に接する必要な箇所には、「住宅地につき通り抜け禁止」等の啓発看板を設置し、住宅地に車両が進入しないよう周知徹底を図ること。

(3) 防犯対策への協力

兵庫県青少年愛護条例第24条（深夜外出の制限）の規定に基づき、深夜に利用する青少年に対して、帰宅を促すこと。青少年の溜まり場や犯罪・非行の温床とならないよう警備を強化するとともに、事件・事故等を未然に防止できるよう対策を講じること。

(4) 廃棄物の保管

食品廃棄物等については悪臭が出ないように、適切かつ迅速な処理を行うこと。

(5) その他留意事項

旧店舗の従業員をはじめとする地域の人材を活用した雇用対策に配慮願いたい。

3 同法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名   | 意見の概要  |
|---|--|
| 二見地区愛護協議会会長<br>山 端 雅 隆<br>二見中学校 P T A 会長<br>高 光 智 子<br>二見北小学校 P T A 会長<br>大 塚 佳 代<br>二見西小学校 P T A 会長<br>正 木 博 子<br>二見小学校 P T A 会長<br>倉 内 敏                | 1 開店時刻および閉店時刻の変更は認めない。<br>（変更前）午前 9 時から午後 11 時<br>（変更後）午前 9 時から翌午前 0 時<br>（理由）<br>協議会においては、青年・少年・児童・幼児の豊かな情操と優れた創造力を培い心身ともにたくましい人間として成長することを願っており、そのために、青少年の非行防止と健全育成を強力に展開する必要がある。<br>深夜の営業は利便性の拡大につながるが、住宅環境の中での深夜までの営業は、社会環境の健全化に相反する。<br>深夜営業により青少年等の溜まり場となる可能性があり、非行誘引の原因となることが予想される。<br>協議会は、非行の早期発見、善導指導の推進にも努めているが、深夜の営業に伴う推進には限界が生じる。<br>協議会としては、閉店時刻は午後 10 時を基本とし、已むを得ない場合、午後 11 時とし、翌午前 0 時は認められない。<br>2 付帯施設としてのアミューズメント施設には、ゲームセンター（賭博性のあるもの）を入れない。<br>（理由）<br>地域住民すべてが、社会規範確立のため、率先して青少年・児童・幼児に正しく生きる姿勢を示し、健全な明るい家庭・地域づくりとしつけ教育の徹底を図る必要があるが、上記施設は相反する可能性がある。 |
| 二見北連合自治会会長<br>椿 野 襄<br>二見北小コミセン運営委員長<br>大 西 善 幸<br>二見北小学校校長<br>魚 住 真一郎<br>二見北幼稚園園長<br>藤 本 典 子<br>二見北小学校 P T A 会長<br>大 塚 佳 代<br>二見北幼稚園 P T A 会長<br>荻 野 裕 子 | 1 開店時刻及び閉店時刻の変更は認めない。<br>（変更前）午前 9 時から午後 11 時<br>（変更後）午前 9 時から翌午前 0 時<br>（理由）<br>深夜の営業は利便性の拡大に繋がるが、住宅環境の中での深夜営業は、社会環境の健全化に相反する。<br>深夜営業により青少年等の溜まり場となる可能性があり、非行誘引の原因となることが予想される。<br>2 通学路に係る一般車両の出入口に安全保安員の配置を求める。<br>（理由）<br>二見北小学校・二見北幼稚園・保育所が隣接しており、施設の車両出入口は通学路に指定されている。子供たちの安全を確保するために  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 二見北校区子ども会育成連<br>絡協議会会長<br>藤 井 たえ子 | 通学路に安全保安員の配置が必要と考える。<br>3 組織協議体制の明確化を求める。<br>(理由)<br>問題事項の発生又は発生が予想される場合の連絡先を明確にしてほ<br>しい。 |
|-----------------------------------|--|

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年 8月26日から 1月間

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年 8月26日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高速シリコンディープエッチング装置 一式

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立大学播磨科学公園都市キャンパス(高度産業科学技術研究所)

赤穂郡上郡町光都 3 - 1 - 2

3 落札者を決定した日

平成20年 7月22日

4 落札者の名称及び住所

サムコ株式会社 京都市伏見区竹田藁屋町36番地

5 落札金額

75,915,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告した日

平成20年 6月10日

病 院 局 辞 令

平成20年 8月 1日付

( 県立尼崎病院診療部消化器科部長 )

宋 泰 成

県立塚口病院診療部消化器科部長兼県立尼崎病院診療部消化器科部長に補する

( 県立尼崎病院診療部精神科部長兼県立がんセンター診療部精神科部長 )

鈴 木 由 美 子

県立がんセンター診療部精神科部長兼県立尼崎病院診療部精神科部長に補する

労 働 委 員 会 公 告

兵庫県労働委員会公告

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、平成20年 8月 1日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、  
 履歴等を次のとおり公告する。

平成20年 8月26日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功 治

| 氏 名     | 関 歴                                   | 委嘱年月日       |
|---------|---------------------------------------|-------------|
| 大 内 伸 哉 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>神戸大学大学院法学研究科教授        | 平成19年 8月 2日 |
| 川久保 美智子 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>関西学院大学社会学部教授          | 平成20年 5月 8日 |
| 島 本 健 二 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>社会福祉士                 | 平成15年 7月22日 |
| 滝澤 功 治  | 兵庫県労働委員会公益委員（会長）<br>弁護士               | 平成 9年 7月 2日 |
| 畑 喜 春   | 兵庫県労働委員会公益委員<br>日本赤十字社兵庫県支部参与         | 平成19年 8月 2日 |
| 正 木 靖 子 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                   | 平成13年 7月 9日 |
| 米 田 耕 土 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                   | 平成19年 8月 2日 |
| 大 森 唯 行 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>新日本製鉄広畑労働組合組合長       | 平成15年 7月22日 |
| 白 田 春 雄 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長 | 平成18年 3月16日 |
| 高 西 太 郎 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長  | 平成17年 7月28日 |
| 辻 芳 治   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長 | 平成19年 8月 2日 |
| 村 上 昇   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長     | 平成15年 7月22日 |
| 柳 田 忠   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>JAM山陽顧問              | 平成13年 7月 9日 |
| 和 田 利 重 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>山陽電気鉄道労働組合執行委員長      | 平成19年 8月 2日 |
| 熊 谷 昌 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>兵庫県経営者協会専務理事         | 同 上         |
| 佐 野 喜 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>セイコー化工機株式会社代表取締役社長   | 同 上         |
| 高 田 裕 士 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>カルトンアイ株式会社代表取締役会長    | 平成 7年 6月23日 |
| 塚 本 晴 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>六甲フーズ株式会社代表取締役社長     | 平成13年 7月 9日 |

|         |                                  |            |
|---------|----------------------------------|------------|
| 南 光 正 敬 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>日清鋼業株式会社特別顧問    | 平成9年7月2日   |
| 前 田 正 則 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>西芝電機株式会社特別顧問    | 平成19年8月2日  |
| 和 田 要   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社六甲商会代表取締役社長 | 平成15年7月22日 |
| 釜 本 貞 男 | (前)兵庫県労働委員会公益委員                  | 平成15年7月22日 |
| 小 鳶 典 明 | 同 上                              | 平成9年7月2日   |
| 春 名 一 典 | 同 上                              | 平成12年2月1日  |
| 下 崎 千代子 | 同 上                              | 平成17年7月28日 |
| 佐 藤 幸 信 | (前)兵庫県労働委員会労働者委員                 | 平成17年7月28日 |
| 高 本 計 廣 | 同 上                              | 平成15年7月22日 |
| 石 崎 泰 二 | (前)兵庫県労働委員会使用者委員                 | 平成7年6月23日  |
| 竹 田 佑 一 | 同 上                              | 平成5年11月2日  |
| 永 友 節 雄 | 同 上                              | 平成7年6月23日  |
| 小 南 秀 夫 | 兵庫県労働委員会事務局長                     | 平成19年4月5日  |
| 山 田 幸 嗣 | 兵庫県労働委員会事務局総務調整課長                | 平成18年4月6日  |
| 小 前 裕 一 | 兵庫県労働委員会事務局審査課長                  | 平成19年4月5日  |

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第248号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年8月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟



## 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（<sup>けん引</sup>牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

## 2 技能検定員審査の期日

平成20年10月4日（土）

## 3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 技能検定員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書 1通

審査申請書は、平成20年8月26日（火）から同月29日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>けん引</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

## (2) 提出期間

平成20年8月26日（火）から同月29日（金）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年8月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者には24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者には20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>けん引</sup>牽引）を受けようとする者には14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成20年11月4日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係  
電話 (078) 912 - 1628

兵庫県公安委員会告示第249号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 8月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 倉 修 悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査の期日

平成20年10月4日(土)

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成20年8月26日(火)から同月29日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(大型)

エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(中型)

オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(普通)

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成20年8月26日(火)から同月29日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査(大型)又は教習指導員審査(中型)を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審

査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成20年11月4日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イから八までのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912 - 1628

兵庫県公安委員会告示第250号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成20年7月22日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年8月26日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 委嘱をした者

| 氏 名     | 連 絡 先                | 活 動 区 域    |
|---------|----------------------|------------|
| 権 田 哲 史 | 東灘警察署（078）854 - 0110 | 東灘警察署の管轄区域 |

2 委嘱を解いた者

| 氏 名   | 活 動 区 域    |
|-------|------------|
| 有 本 章 | 東灘警察署の管轄区域 |